

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、企業として適法性を確保し社会的責任を果たすとともに、「株主重視」の基本方針を全うし続けるため、収益力の向上と財務内容の健全化を図り、長期にわたって企業価値を高めていくことであります。それを具体化するために経営の透明化、意思決定の迅速化、公正な経営システムの維持に取り組んでおります。

また、株主・投資家の皆様に対する情報開示については、積極的なIR活動を通じて、ホームページ等における迅速かつ充実した情報提供に取り組んでおり、情報の公正化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境整備】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は低いため、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を行っておりません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は低いため、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画】

当社は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つとなることを認識しております。しかしながら、不確実な事業環境において中期的な業績予測は困難であること、精度の低い中期経営計画を開示することが株主・投資家の意思決定をミスリードする可能性があること等を勘案し、中期経営計画の策定・公表を実施しておりません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

現在、最高経営責任者である社長の後継者計画は策定しておりません。社長については、経験・能力・人格等の資質を勘案し、その時々々の経営状況や対処すべき課題に応じて最適と考える人物を選定することとしております。

【補充原則4-2-1 インセンティブとして機能する報酬制度】

中長期的な業績と連動する報酬や自社株を利用した報酬など、健全なインセンティブが機能する取締役の報酬については、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-3-3 最高経営責任者を解任するための手続の確立】

最高経営責任者である社長を解任するための客観性・適時性・透明性のある手続の確立については、今後検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

当社の独立社外取締役は2名であり、取締役会(8名)の過半数には達していません。取締役候補については独立社外取締役を含む取締役会において決定しており、報酬については株主総会で決議された報酬総額の枠内で取締役会において決定することとしております。独立社外取締役は各分野での経験や高い専門性を活かして客観的な立場から意見を述べるなど、取締役会における独立社外取締役の関与・助言は適切に機能していると考えております。任意の独立した諮問委員会の設置については、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものです。保有している株式については、事業環境の変化を踏まえ、個別の銘柄ごとに保有の意義や経済合理性等を定期的に検証することとしております。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、投資先企業の経営方針・事業方針を尊重した上で当該議案の内容が投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するかどうか、また、当社グループの株主価値を毀損するおそれがないかを考慮して、議案ごとに賛否を判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役が競業取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会で承認を得ることとしております。また、支配株主との取引条件は、独立第三者間取引と同様に契約条件や市場価格を十分に勘案して合理的に決定する方針であり、本方針を適切に履行することにより会社や株主の共同利益を害することのないよう対応しております。

なお、当社と関連当事者との取引内容を定期的に調査した上で、計算書類の注記表及び有価証券報告書において必要な開示を実施しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、規約型確定給付制度を設けております。企業年金の規模等を勘案し、専門人材の登用・配置は行っておりませんが、資産管理運用機関に対するモニタリング等を通じてアセットオーナーとして機能を発揮できるよう取り組んでおります。なお、運用機関は複数委託しておりますが、いずれも日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している機関を選択しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、「我が社は常に進歩を求め、人々のいきいきとした暮らしを支える「健康」「安心」「安全」を提供する」と定めております。経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、有価証券報告書にて開示しております。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の額は、取締役会より委任された代表取締役社長執行役員により、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、貢献度、各期の業績等を総合的に勘案して決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬枠を限度として、常勤と非常勤の別、個々の職責等を勘案し、監査等委員の協議により個別の金額を決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役(監査等委員である取締役を含む)候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の選任にあたっては、的確かつ迅速な意思決定及び適材適所の観点から、それぞれの人格・知識・経験・能力等を勘案した上で、取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役候補者の選任においては、取締役の業務執行を監査するにあたり必要となる豊富な経験、財務・会計に関する知見並びに当社及び当社の属する業界に関する知識等を総合的に考慮して、監査等委員会の同意の上で取締役会にて決定しております。当社は、取締役の解任に関する画一的な基準は設けておりませんが、その職責・役割を十分に果たすことができないと認められる場合には、取締役会での決議を経て株主総会に付議いたします。

() 取締役(監査等委員である取締役を含む)候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補については、株主総会招集通知の参考書類や有価証券報告書に個々の略歴を記載しております。当社グループに関連する豊富な業務経験を背景に職責に見合った知見を有しており、当社の持続的な成長と企業価値向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できる人物を取締役候補として選定しております。社外取締役候補については、本報告書「1 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係」に記載のとおりです。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社では、法令及び定款に定める事項のほか、「決定権限規程」において、取締役会において決議及び報告すべき事項を明確化しております。取締役会の決議が必要とされるのは、経営方針・事業計画の決定、組織に関する重要事項、重要な人事、重要な資産の取得や資金調達、多額の経費などが含まれ、それぞれ具体的な基準を定めて運用しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役候補の選定に当たり、会社法上の要件に加えて金融商品取引所が定める独立性基準を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを判断しております。また、各分野での経験や高い専門性に加えて、取締役会において率直・活発な意見により建設的な議論への貢献が期待できる人物を独立社外取締役候補として選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランス、取締役会の多様性及び規模が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から当社にとって最適となるよう総合的に考慮しております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役の兼任状況については、招集通知や有価証券報告書を通じて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査等委員である取締役のトレーニング】

各取締役は、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を取得するために、自らセミナー・外部団体又は他社との交流会に参加し、研鑽を積んでおります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主及び投資家の皆様との建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するようIR活動に努めております。IR活動は経営企画室が所管しており、必要な情報は関係部署から収集し、取りまとめした上で、ホームページ等を通じて発信しております。株主との対話を通じて得られた株主の意見等は適宜集約し、経営陣や関係部署にフィードバックし、情報の共有を図っております。またインサイダー情報については、社内規程に基づき管理しており、株主との対話に際しては、インサイダー情報を認識した上で対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エア・ウォーター株式会社	2,903,600	50.10
株式会社TK	269,500	4.65
川本 武	260,200	4.49
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUIY (POETS) (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	72,890	1.26
株式会社りそな銀行	42,200	0.73
川本 洋之助	41,200	0.71
佐々木 愛子	36,000	0.62

小津産業株式会社	33,800	0.58
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	30,452	0.53
川本 稔	28,000	0.48

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	エア・ウォーター株式会社 (上場:東京、札幌) (コード) 4088

補足説明 更新

大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。
2020年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が2020年1月31日現在で当社株式50,600株を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の支配株主であるエア・ウォーター株式会社との取引条件は、独立第三者間取引と同様に契約条件や市場価格を十分に勘案して合理的に決定する方針であり、本方針を適切に履行することにより少数株主の利益を害することがないよう対応しております。資金の借入について、利率は市場金利に連動したものであり、合理的に決定しております。また、担保は提供しておりません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社であるエア・ウォーター株式会社は、当社の議決権の50.18%を保有しております。当社は、親会社グループとの緊密な連携による相乗効果を追求する一方で、独自に経営計画を策定し事業展開を図っております。また、当社の営業取引に占める親会社グループへの依存度は低く、そのほとんどは一般企業との取引となっており、親会社からの独立性は確保されております。
人的関係につきましては、当社の親会社の従業員2名が、当社の取締役及び当社の取締役(監査等委員)にそれぞれ就任しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
日上 俊彦	他の会社の出身者													
親泊 伸明	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日上 俊彦			同氏は、当社の取引先又はその出身者、社外役員の相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者には該当いたしません。当社は、同氏が代表を務める「ヒカミ経営研究所」との取引はなく、独立性は確保されております。	経営コンサルタントとして長年の実績があり、経営全般にわたる提言・助言を得るため社外取締役に選任いたしました。なお、同氏が、一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、独立性を確保できるものと判断し、監査等委員会・取締役会それぞれの決議を経て独立役員に指定いたしました。同氏は、独立性に関する開示加重要件(上場規則施行規則第211条第4項第5号a、第266条第4項第5号a)には該当しておりません。

親泊 伸明	同氏は、当社の取引先又はその出身者、社外役員の相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者には該当いたしません。当社は、同氏が顧問を務める「日本経営ウィル税理士法人」、同氏が代表社員を務める「社会保険労務士法人日本経営」及び「行政書士法人日本経営」、同氏が代表を務める「税理士親泊伸明事務所」との取引はなく、独立性は確保されております。	会計・税務コンサルタントとして長年の実績があり、経営全般にわたる提言・助言を得るため社外取締役を選任いたしました。なお、同氏が、一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、独立性を確保できるものと判断し、監査等委員会・取締役会それぞれの決議を経て独立役員に指定いたしました。同氏は、独立性に関する開示加重要件(上場規則施行規則第211条第4項第5号a、第266条第4項第5号a)には該当していません。
-------	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会補助者を配置しております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。
監査等委員会補助者は監査等委員会の専属として監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会補助者に対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受け会計監査人の監査に立会うなどして緊密な連携を図っております。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部監査部門あるいは関連部門から定期的又は個別に報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役は全て独立役員の基準を満たしておりますので、社外取締役全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、長期的な視野に立った経営の観点から、安定的な役員報酬制度を取り入れており、現時点では、実績連動型の報酬制度は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における当社の取締役及び監査等委員に対する役員報酬は以下のとおりです。

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。) 53,505千円
 監査等委員(社外取締役を除く。) -
 社外取締役 10,320千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額の方針は、定款に株主総会の決議によって定めるとしており、その方針に則り、取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第87期定時株主総会において、年額180,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議し、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第87期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役及び執行役員は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告することとし、監査等委員である取締役は、いつでも必要に応じて、取締役及び執行役員に対して報告を求めることができることとしております。また、監査等委員である取締役は代表取締役と定期的に会合を行うことにより、意見交換を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
水上 博司	相談役	当社代表取締役経験における知見の活用と助言	常勤、報酬有	2020/06/23	2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、2017年6月27日開催の第87期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

(1) 取締役会

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名・監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の合計8名で構成され、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する基本方針や重要な業務執行について統合的な観点から意思決定を行うとともに、各取締役が行う業務執行を監督しております。

(2) 監査等委員会

社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されております。監査等委員である取締役全員が、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、監査等委員会は、会計監査人及び業務執行取締役からの報告を受けるなど業務執行取締役の業務執行について、厳正な適法性監査及び妥当性監査を行っております。また、監査等委員会は、監査等委員会監査方針及び監査計画に基づき、会計監査人と連携して、経営の適正な監督を行うとともに、随時必要な提言・助言及び勧告を行っております。

(3) 会計監査人

会計監査人として「有限責任 あずさ監査法人」を選任しており、公認会計士の松山和弘氏、城戸達哉氏、藤本裕人氏の3名が業務執行社員として指定されております。選任に当たっては、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制を勘案し、かつ当社の親会社であるエア・ウォーター株式会社と会計監査人を統一することにより、会計監査の一貫性、効率性等を高めることが期待できると判断いたしました。

(4) 内部監査体制

内部監査体制は「内部監査室」を設置しており、「内部監査規程」の基準に則って作成した監査計画書に基づき、部門別に定期的監査を実施し、会計、業務及び内部統制の実施状況の監査を行い、その結果は「監査結果報告書」に取りまとめて代表取締役社長に報告し、必要に応じて改善勧告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は経営への監督機能の客観性、中立性を確保する為、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、ガバナンス強化を図っております。また監査等委員である取締役全員が、取締役会に出席し、積極的かつ中立的、客観的な意見陳述を行っております。従って、経営監督の面においては十分に機能する企業統治体制が整備されているものと判断し、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	上場後の定時株主総会は、株主の皆様の利便性を考慮して、各年度ともに第一集中日以外の日に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、財務実績・適時開示資料・決算短信・有価証券報告書・沿革及び事業概要等を掲載しております。 (https://www.kawamoto-sangyo.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画室 IR責任者: 取締役執行役員経営企画室室長 吉田 康晃	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	会社の基本方針としてCSR活動の推進を掲げており、環境保護・地域社会への貢献・ステークホルダー(利害関係者)への公平な利益の還元及びコンプライアンス(法の遵守)など、社会の一員として果たすべき責任を常に念頭に置き、社内制度の改革・整備及び啓発活動を継続的に実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方は、コンプライアンスを重視しており、常に適法性・効率性を念頭に置き、リスクの抽出及び管理体制の強化に努めております。万一経営リスクが発生した場合の影響を極小化することに努めるため、「経営リスク管理規程」を定め、経営リスク管理責任者を任命し、経営リスク管理に関する計画策定・実施及び継続的改善、また外部の機関との連絡・連携等経営リスクの管理のためのすべての体制構築及び維持を行い、迅速で正確な対応に努めることとしております。今後、さらに潜在的な経営リスクの洗い出しを行い、影響度・緊急性・重要度を測定の上で対応策の協議を行い、一層のリスク管理体制の強化に努めてまいります。

(整備状況)

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は常に法令及び定款遵守を念頭に置いて行動し、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令及び定款違反行為を未然に防止することとする。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告することとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」に基づき、議事の経過の要領を議事録に記載又は記録し所定の手続きを経た上で、当社本社に10年間据え置くものとし、その他の重要な事項は「文書管理規程」に基づき保管及び管理するものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

(1) 当社は、経営リスクへの適切な対応を行うとともに、万一経営リスクが発生した場合の影響を極小化することに努めるため、「経営リスク管理規程」を定め、経営リスク管理責任者を決定し、同責任者は経営リスク管理に関する計画策定・実施及び継続的改善、また外部の機関との連絡・連携等経営リスク管理のためのすべての体制構築及び維持を行うものとする。

(2) 危機管理体制の基礎として、「危機管理規程」を定め、不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

(3) 今後、さらに潜在的な経営リスクの洗い出しを行い、「リスク識別表」を作成・管理し、影響度・緊急性・重要度を測定の上で、対応策の協議を行い、一層の経営リスク管理体制の強化に努めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、適正かつ効率的な職務の執行を確保するための組織規程、職務権限規程において、業務分掌及び意思決定に関する権限を定め、各取締役及び執行役員の権限と責任の明確化を図ることとする。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項の決定を、適切かつ機動的に行うため、定時の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業として社会的責任を果たすため遵守すべき基本的な事項を「行動規範」に定め、運用するものとする。

(2) 内部監査部門として執行部から独立した内部監査室を置き、業務監査とともにコンプライアンスに関する監査を行い、使用人の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び代表取締役へ報告することとする。

(3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告することとし、遅滞なく取締役会において報告することとする。

(4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制は、通常業務体制の報告経路から独立した体制として、人事総務部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、「内部通報制度運用規程」に基づき、その運用を行うものとする。

(5) 監査等委員会は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告する体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告することとする。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(2) 「内部通報制度運用規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。

(3) 前号に従い、監査等委員会への報告を行なった当社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いをすることを禁じる。

7. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役からその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い、または債務の処理の請求のあった場合は、直ちにこれを支払うこととする。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 監査等委員会の職務を遂行する上で補助すべき使用人が必要な場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとする。監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するものとする。

(2) 監査等委員会補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

9. 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制、その他監査等委員である取締役に報告に関する体制、並びに監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告することとする。前記に関わらず、監査等委員である取締役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(2) 社内通報に関する規定を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員である取締役への適切な報告体制を確保するものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令に対する適合性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを重視しており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、断固たる姿勢で関係排除に取り組むこととしております。

(整備状況)

反社会的勢力による不当要求事案の発生時は、管理本部人事総務部を対応部署として、必要に応じて警察や顧問弁護士等と緊密に連絡をとり、速やかに対処できる体制を構築しております。外部専門機関の「大阪府警東警察署管内企業防衛対策協議会」に加盟し、定期的及び随時連絡をとり、反社会的勢力からの働きかけに対する適切な対応方法の指導・アドバイスを受けております。また、同協議会の研修会に参加することで、各種関連情報の収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)内部統制システムの概要を含むコーポレートガバナンス体制については、模式図をご参照ください。

(2)適時開示体制の概要

当社は、上場企業として適時適切な開示が重要な責務であると認識しており、適時開示業務の適切な執行によって金融商品市場の信頼を得ることは、中長期的な企業価値の維持・向上につながるものと考えております。

適時開示業務は経営企画室が所管しており、取締役会への出席や稟議書の閲覧、各種会議への出席等を通じて、重要事実の決定・発生を網羅的に収集しております。開示対象となる情報を識別した場合には、開示資料を作成し、担当取締役の承認を得たうえで速やかに開示することとしております。開示の方法としては、証券取引所への電磁的方法に加えて、自社ウェブサイトに掲載しております。適時開示を行った際には社内イントラネットにてアナウンスしており、監査等委員会や内部監査部門によるモニタリングが実施可能な状況を確保しております。

